（様式１－２）

東海村　復興交付金事業計画　復興交付金事業等

基金設置の時期：　平成24年3月26日　設置の有無：　有

平成２５年３月時点

（単位：千円）

No.	事業番号（注1）	事業名（注2）	地区名施設名	交付団体	事業実施主体	直接／間接	総交付対象事業費（注3）	うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額	各年度の交付対象事業費（注4） 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	全体事業費（注5）	全体事業期間（注6）	備考（注7）
1	D － 14 － 1	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村） 南台住宅団地	村	村	直接	(2,258,300) 0 ＜2,258,300＞	(2,258,300) 0 ＜2,258,300＞	＜0＞	(880,300) ＜880,300＞	(689,000) ＜689,000＞	(689,000) ＜689,000＞	＜0＞	2,947,300	24 ～ 27	想定工事費：2,756,000千円(＝18.5ha×148,973千円) 調査設計費：191,300千円
2	D － 14 － 2	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村） 緑ヶ丘住宅団地	村	村	直接	(1,046,400) 0 ＜1,046,400＞	(1,046,400) 0 ＜1,046,400＞	＜0＞	(467,400) ＜467,400＞	(386,000) ＜386,000＞	(193,000) ＜193,000＞	＜0＞	1,239,400	24 ～ 26	想定工事費：1,160,000千円(＝8.2ha×141,463千円) 調査設計費：79,400千円
3	◆ D － 14 － 1 － 1	住民合意形成促進事業（家屋工損調査）	（東海村） 南台住宅団地	村	村	直接	(0) 8,600 ＜8,600＞	8,600 ＜8,600＞	＜0＞	＜0＞	8,600 ＜8,600＞	＜0＞	＜0＞	8,600	25 ～	
4	◆ D － 14 － 2 － 1	住民合意形成促進事業（家屋工損調査）	（東海村） 緑ヶ丘住宅団地	村	村	直接	(0) 25,700 ＜25,700＞	25,700 ＜25,700＞	＜0＞	＜0＞	25,700 ＜25,700＞	＜0＞	＜0＞	25,700	25 ～	
5	－ －						(0) 0 ＜0＞	0 ＜0＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞		～	
6	－ －						(0) 0 ＜0＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞		～	
						合　計	(3,304,700) 34,300 ＜3,339,000＞	(3,304,700) 34,300 ＜3,339,000＞	(0) 0 ＜0＞	(1,347,700) 0 ＜1,347,700＞	(1,075,000) 34,300 ＜1,109,300＞	(882,000) 0 ＜882,000＞	(0) 0 ＜0＞			
						（うち市町村交付分）	(3,304,700) 34,300 ＜3,339,000＞	(3,304,700) 34,300 ＜3,339,000＞	(0) 0 ＜0＞	(1,347,700) 0 ＜1,347,700＞	(1,075,000) 34,300 ＜1,109,300＞	(882,000) 0 ＜882,000＞	(0) 0 ＜0＞			
						（うち県交付分）	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞			
						（うち基幹事業）	(3,304,700) 0 ＜3,304,700＞	(3,304,700) 0 ＜3,304,700＞	(0) 0 ＜0＞	(1,347,700) 0 ＜1,347,700＞	(1,075,000) 0 ＜1,075,000＞	(882,000) 0 ＜882,000＞	(0) 0 ＜0＞			
						（うち効果促進事業等）	(0) 34,300 ＜34,300＞	(0) 34,300 ＜34,300＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 34,300 ＜34,300＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞			

都道県名	茨城県	担当部局名	総合政策部　政策推進課	担当者氏名	清宮
市町村名	東海村	電話番号	029-282-1711	メールアドレス	seisaku@vill.tokai.ibaraki.jp

（注1）「事業番号」は、基幹事業については、「（制度要綱別表の番号）-（同一事業計画中の同種の事業の通し番号）」、効果促進事業等については、「◆（最も関連する基幹事業の事業番号）－（最も関連する基幹事業ごとの通し番号）」となるよう記載する。

（注2）「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

（注3）「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

（注4）「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

（注5）「全体事業期間」は、平成28年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成28年度以降も含めて記載をする。

（注6）年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する（流用される）事業名も合わせて記載する。

（注7）担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

（注8）上段（　）書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段＜　＞書きについては、自動計算される。

（注9）各年度の交付対象事業費（中段）のうち、様式１－４で提出された年度の値が配分（申請）に係る交付対象事業費となる。

（様式１－４）

東海村　　復興交付金事業計画　平成24年度 復興交付金事業等

省庁名:　国土交通省

平成25年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

（単位：千円）

No.	事業番号（注1）	事業名（注2）	地区名施設名	交付団体	事業実施主体	直接／間接	基本国費率（a）（注3）	当該年度（注4） 交付対象事業費（b）	当該年度（注4） 交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額（c）	当該年度（注4） うち交付金交付額 基幹事業の場合（d）=a×b+(c−a×b)/2 効果促進事業等の場合（d）=0.8c	年度間調整額（注5）（該当する場合のみ記載） 年度間調整額（国費）（e）	年度間調整額（注5）（該当する場合のみ記載） 調整後の交付金交付額（f）=d−e	備　考
1	D － 14 － 1	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村）南台住宅団地	村	村	直接	1/2	(880,300) 0 ＜880,300＞	(880,300) 0 ＜880,300＞	(660,224) 0 ＜660,224＞			
2	D － 14 － 2	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村）緑ヶ丘住宅団地	村	村	直接	1/2	(467,400) 0 ＜467,400＞	(467,400) 0 ＜467,400＞	(350,549) 0 ＜350,549＞			
							合計額	(1,347,700) 0 ＜1,347,700＞	(1,347,700) 0 ＜1,347,700＞	(1,010,773) 0 ＜1,010,773＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	

都道県名	茨城県	担当部局名	総合政策部　政策推進課	担当者氏名	清宮
市町村名	東海村	電話番号	029-282-1711	メールアドレス	seisaku@vill.tokai.ibaraki.jp

（注1）「事業番号」は、基幹事業については、「（制度要綱別表の番号）-（同一事業計画中の同種の事業の通し番号）」、効果促進事業等については、「◆（最も関連する基幹事業の事業番号）－（最も関連する基幹事業ごとの通し番号）」となるよう記載する。
（注2）「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
（注3）「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。（制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様）
（注4）基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。
（注5）「年度間調整額」の（国費）(e)は、前年度に制度要綱第１の7の④に該当した場合に記載する。
（注6）上段（　）書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段＜　＞書きについては、自動計算される。

（様式１－４）

東海村　　復興交付金事業計画　平成25年度 復興交付金事業等

省庁名:　国土交通省

平成25年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

（単位：千円）

No.	事業番号（注1）	事業名（注2）	地区名施設名	交付団体	事業実施主体	直接／間接	基本国費率（a）（注3）	当該年度（注4） 交付対象事業費（b）	当該年度（注4） 交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額（c）	当該年度（注4） うち交付金交付額 基幹事業の場合（d）=a×b+(c−a×b)/2 効果促進事業等の場合（d）=0.8c	年度間調整額（注5）（該当する場合のみ記載） 年度間調整額（国費）（e）	年度間調整額（注5）（該当する場合のみ記載） 調整後の交付金交付額（f）=d−e	備　考
1	D － 14 － 1	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村）南台住宅団地	村	村	直接	1/2	(689,000) 0 ＜689,000＞	(689,000) 0 ＜689,000＞	(516,750) 0 ＜516,750＞			
2	D － 14 － 2	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村）緑ヶ丘住宅団地	村	村	直接	1/2	(386,000) 0 ＜386,000＞	(386,000) 0 ＜386,000＞	(289,500) 0 ＜289,500＞			
3	◆ D － 14 － 1 － 1	住民合意形成促進事業（家屋工損調査）	（東海村）南台住宅団地	村	村	直接	4/5	(0) 8,600 ＜8,600＞	(0) 8,600 ＜8,600＞	(0) 6,880 ＜6,880＞			
4	◆ D － 14 － 2 － 1	住民合意形成促進事業（家屋工損調査）	（東海村）緑ヶ丘住宅団地	村	村	直接	4/5	(0) 25,700 ＜25,700＞	(0) 25,700 ＜25,700＞	(0) 20,560 ＜20,560＞			
							合計額	(1,075,000) 34,300 ＜1,109,300＞	(1,075,000) 34,300 ＜1,109,300＞	(806,250) 27,440 ＜833,690＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	

都道県名	茨城県	担当部局名	総合政策部　政策推進課	担当者氏名	清宮
市町村名	東海村	電話番号	029-282-1711	メールアドレス	seisaku@vill.tokai.ibaraki.jp

（注1）「事業番号」は、基幹事業については、「（制度要綱別表の番号）-（同一事業計画中の同種の事業の通し番号）」、効果促進事業等については、「◆（最も関連する基幹事業の事業番号）－（最も関連する基幹事業ごとの通し番号）」となるよう記載する。
（注2）「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
（注3）「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。（制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様）
（注4）基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。
（注5）「年度間調整額」の（国費）(e)は、前年度に制度要綱第１の7の④に該当した場合に記載する。
（注6）上段（　）書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段＜　＞書きについては、自動計算される。

（様式１－４）

東海村　　復興交付金事業計画　平成26年度 復興交付金事業等

省庁名:　国土交通省

平成25年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

（単位：千円）

No.	事業番号（注1）	事業名（注2）	地区名施設名	交付団体	事業実施主体	直接／間接	基本国費率（a）（注3）	当該年度（注4） 交付対象事業費（b）	当該年度（注4） 交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額（c）	当該年度（注4） うち交付金交付額 基幹事業の場合（d）=a×b+(c−a×b)/2 効果促進事業等の場合（d）=0.8c	年度間調整額（注5）（該当する場合のみ記載） 年度間調整額（国費）（e）	年度間調整額（注5）（該当する場合のみ記載） 調整後の交付金交付額（f）=d−e	備　考
1	D － 14 － 1	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村）南台住宅団地	村	村	直接	1/2	(689,000) 0 ＜689,000＞	(689,000) 0 ＜689,000＞	(516,750) 0 ＜516,750＞			
2	D － 14 － 2	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	（東海村）緑ヶ丘住宅団地	村	村	直接	1/2	(193,000) 0 ＜193,000＞	(193,000) 0 ＜193,000＞	(144,750) 0 ＜144,750＞			
							合計額	(882,000) 0 ＜882,000＞	(882,000) 0 ＜882,000＞	(661,500) 0 ＜661,500＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	

都道県名	茨城県	担当部局名	総合政策部　政策推進課	担当者氏名	清宮
市町村名	東海村	電話番号	029-282-1711	メールアドレス	seisaku@vill.tokai.ibaraki.jp

（注1）「事業番号」は、基幹事業については、「（制度要綱別表の番号）-（同一事業計画中の同種の事業の通し番号）」、効果促進事業等については、「◆（最も関連する基幹事業の事業番号）－（最も関連する基幹事業ごとの通し番号）」となるよう記載する。
（注2）「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
（注3）「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。（制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様）
（注4）基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。
（注5）「年度間調整額」の（国費）(e)は、前年度に制度要綱第１の7の④に該当した場合に記載する。
（注6）上段（　）書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段＜　＞書きについては、自動計算される。